

平成24年10月30日

【照会先】

茨城労働局労働基準部監督課

課 長 藤中基之

専門監督官 三浦かをり

(直通電話)029(224)6214

報道関係者 各位

平成23年度 賃金不払残業（サービス残業）是正結果、合計2億円！

茨城県内の労働基準監督署が、平成23年度（平成23年4月から平成24年3月まで）の1年間に、残業に対する割増賃金が不払になっているとして労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を取りまとめました。（別添1）

- ・是正企業数 27 企業
- ・支払われた割増賃金合計額 2 億 1, 217 万円
- ・対象労働者数 3,369 人
- ・支払われた割増賃金の平均額は1企業当たり786万円、労働者1人当たり6万円
- ・割増賃金を1,000万円以上支払ったのは5企業で是正企業数(27企業)の18.5%、合計額は1億3,179万円で全体の62.1%
- ・1企業での最高支払額は6,323万円

茨城労働局や労働基準監督署には、労働者や家族の方などから長時間労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）に関する相談が多数寄せられています。労働基準監督署は、労働者などから情報が寄せられた事業場などに対して重点的に監督指導を実施しています。

～ 11月は労働時間管理適正化キャンペーン期間です～

茨城労働局、各労働基準監督署では、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、

- (1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に関する措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

の3点について、長時間労働の抑制など労働時間の適正化に向け、労使の主体的な取り組みを促すとともに、重点的な監督などを実施します。（別添2、別添リーフレット「みなおします。私の仕事、わたしの時間」）

賃金不払残業に係る是正支払の状況

(表1) 100万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	是正支払賃金額(万円)
製造業	11	5,837
鉱業	0	0
建設業	2	1,974
運輸交通業	1	195
貨物取扱業	0	0
農林業	0	0
畜産・水産業	0	0
商業	1	997
金融・広告業	1	6,323
映画・演劇業	0	0
通信業	0	0
教育・研究業	4	2,259
保健衛生業	3	2,685
接客娯楽業	4	947
清掃・と畜業	0	0
官公署	0	0
その他の事業	0	0
合計	27	21,217
一企業平均額		786

(表2) 1,000万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	是正支払賃金額(万円)
製造業	2	3,403
鉱業	0	0
建設業	1	1,701
運輸交通業	0	0
貨物取扱業	0	0
農林業	0	0
畜産・水産業	0	0
商業	0	0
金融・広告業	1	6,323
映画・演劇業	0	0
通信業	0	0
教育・研究業	0	0
保健衛生業	1	1,752
接客娯楽業	0	0
清掃・と畜業	0	0
官公署	0	0
その他の事業	0	0
合計	5	13,179
一企業平均額		2,636

平成24年度労働時間適正化キャンペーンの概要

1 実施期間

平成24年11月1日（木）から11月30日（金）までの1か月間

2 重点的に取組を行う事項

- (1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
 - ・時間外労働協定（36協定）は、時間外労働の延長の限度等に関する基に適合したものとすること
 - ・特別条項付き36協定により月45時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月45時間以下とするよう努めることなど

- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ・産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断などを確実に実施すること
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導などを実施することなど

- (3) 労働時間の適正な把握の徹底
 - 賃金不払残業を起こさないよう労働時間適正把握基準を遵守することなど

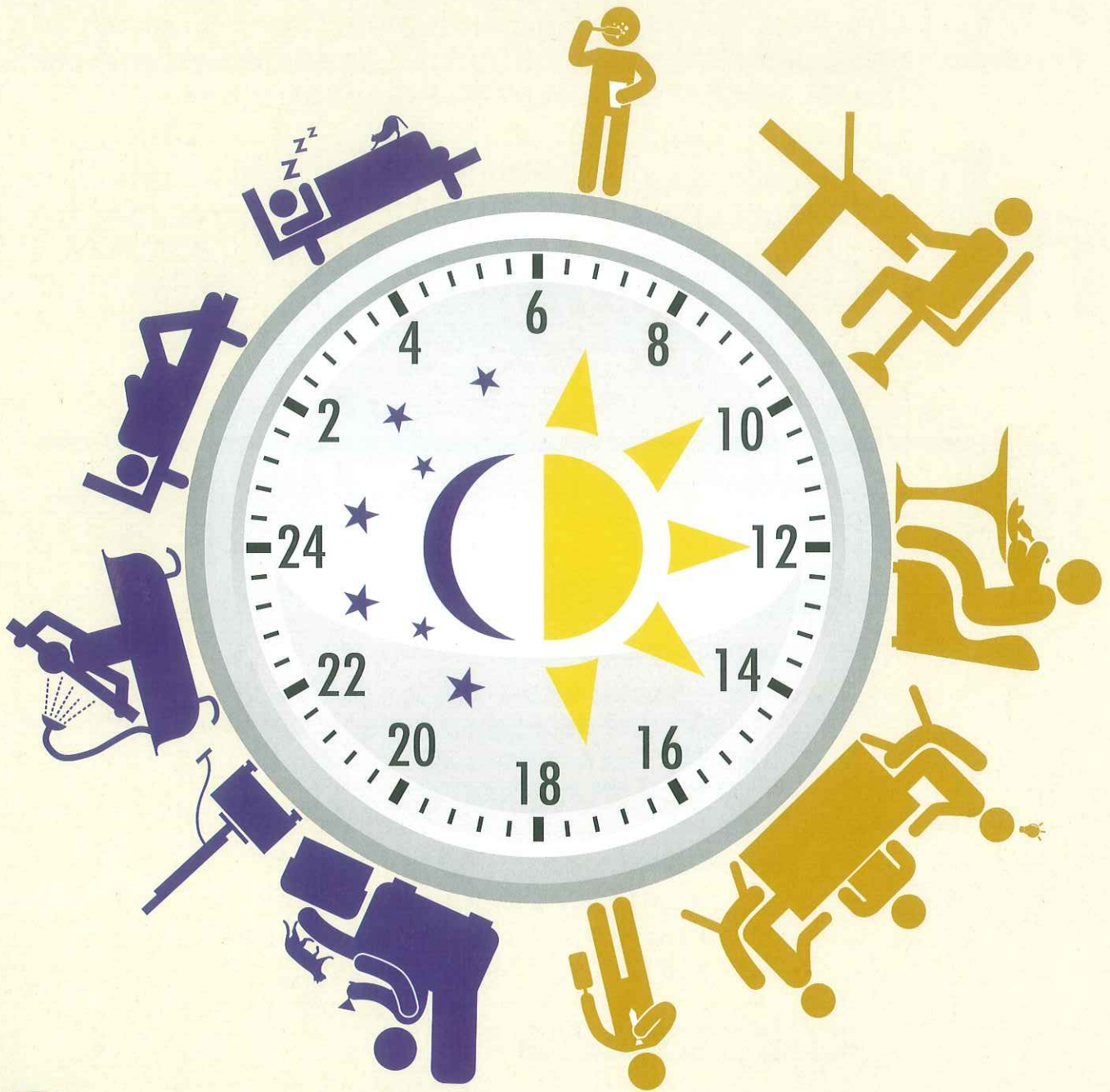
3 主な実施事項：

- (1) 使用者団体や労働組合に対する協力要請
 - 使用者団体や労働組合に対し、労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発などの実施について、協力要請を行いました。

- (2) 職場の労働時間に関する情報提供の受付
 - 職場の労働時間に関する情報を、「労働時間等情報受付メール窓口」で重点的に受け付けます。

みなおします。 わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？



11月
は

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日(木)～11月30日(金)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は

「労働時間適正化キャンペーン」

期間です。



現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。



問題の解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。^{※1}

過重労働による健康障害を防止するために ^{※2}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準^{※3}に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために ^{※4}

- ① 労働時間適正把握基準^{※1}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

